

会議の名称	令和5年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年8月25日(金) 午後3時から 午後4時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第44号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第45号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (4) 第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 第47号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令 (6) 第48号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について (7) 報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10) 報告第43号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年第8回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和5年第8回本庄市農業委員会総会議案 3 (別冊) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

	について 4 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第8回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、9番、岡芹委員、10番、宮部延一委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第43号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。上程議案のうち、整理番号2が議事参与の制限に該当する案件となっておりますので、まずは、整理番号1について審議します。その後、整理番号2を審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第43号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでござい</p>

	<p>ます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、贈与による所有権移転1件及び売買による所有権移転1件となります。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、3ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、福島公博委員の報告を求めます。
福島公博委員	<p>整理番号1について、4番福島より報告させていただきます。8月21日午後2時頃、吉田推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は最法寺の北に位置しております。</p> <p>申請事由は贈与で、受人の年齢は62歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と妻、子の計3名でございます。農機具はトラクター6台、田植機2台、コンバイン3台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人の経営農地の作付状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。整理番号1について、許可することに、賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、整理番号1は許可とします。</p> <p>次に、整理番号2は、鳥澤委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当します。一時退席を求めまます。</p>

	<p>(退席後)</p> <p>整理番号2を審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、議案書2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の田1筆及び畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、4ページ及び5ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鳥澤委員が議事対象のため、また、鈴木幹雄推進委員が欠席であることから、同地区の鈴木良美委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美委員	<p>整理番号2について、15番、鈴木より報告させていただきます。8月21日午前10時頃、鳥澤農業委員が受け人への聞き取り調査及び現地確認調査を行った際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づき代理報告をさせていただきます。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2-1の地図をご覧ください。申請地は保木野公会堂より南約350mに位置しております。続いて、議案書5ページ3-2-2の地図をご覧ください。申請地は龍清寺より西約300mに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は42歳、本人の農業従事日数は340日です。農業従事者数は本人と両親の他、実習生3名、研修生1名の計7名でございます。農機具はトラクター4台、耕うん機・管理機10台、田植機2台、コンバイン1台、トラック1台、軽トラック2台、動力噴霧器3台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、整理番号2について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。整理番号2について、許可することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、整理番号2は許可とします。</p> <p>鳥澤委員の復席を許可します。</p>

	<p>(復席後)</p> <p>次に、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第44号議案をご説明いたしますので、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>第44号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容につきましては、7ページから9ページまでをお願いいたします。申請件数は、10件です。畑19筆の面積合計18,889平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合するものであることが決定の要件となっております。本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、第44号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は原案のとおり決定しました。次に、第45号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第45号議案をご説明いたしますので、議案書10ページをお願いいたします。</p> <p>第45号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申</p>

請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画変更申請の内容をご説明いたしますので、11ページをお願いいたします。申請件数は、3件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。昭和62年11月24日が許可日となっております。申請地及び面積に係る「変更前」及び「変更後」の差異でございますが、許可後に「変更前」の1267-32を1267-5へ合筆したもので、登記原因は「錯誤、国土調査による成果」でございます。

申請地位置図は、12ページをご覧ください。今回、転用目的については、当初計画及び変更計画とも、自己用住宅用地であり、変更はありません。計画変更の理由については、当初計画者が自己用住宅の建設として転用する予定でしたが、同居を予定していた母親が体調を崩し、現在の生活環境を変えることは望ましくないと判断し、予定していた計画を断念したとのことでございます。そこで、今後の土地利用について検討していたところ、子供夫婦から住宅建設の相談があり、計画変更申請に至ったものでございます。

なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第46号議案の整理番号3で、ご審議をいただく予定でございます。

次に、整理番号2でございます。11ページをお願いいたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。昭和48年7月10日が許可日となっております。

本案件は、令和5年第5回総会の「第30号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」におきましてご審議をいただきました整理番号1と同所でございます。

申請地位置図は、13ページの計画変更2をお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、貸住宅用地としての転用許可でしたが、今回、当初計画地の一部、第5回総会における第30号議案と同様、未着手となっている部分でございますが、こちらを自己用住宅用地とする計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、約2,091平方メートルを貸住宅用地として転用し、当該地の南側については計画を進め現在は宅地となっております。しかしながら、北側は現在5画地に分筆されているものの、うち2画地については未着手の状態となっております。当初計画者は、現在、宅地開発事業から撤退しており、当初の計画をこれ以上進めることが難しい状況であったところ、今回の計画の話があったため、未着手の画地のうち1画地につきまして、今回の計画変更申請に至ったものでございます。

	<p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第46号議案の整理番号7で、ご審議をいただく予定でございます。</p> <p>最後に、整理番号3でございます。11ページをお願いいたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。昭和48年7月10日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、13ページの計画変更3をお願いいたします。申請地は整理番号2においてご説明させていただきました土地に隣接し、計画変更申請の内容及び理由は整理番号2と同様となっております、当初計画地のうち未着手となっている残りの部分、最後の一面地で、貸住宅用地から自己用住宅用地とする計画変更でございます。</p> <p>本申請をもちまして、昭和48年7月10日付け貸住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けた該当地において、事業計画の変更が必要となる部分は、すべて申請がなされたものでございます。</p> <p>なお、整理番号2と同様、本議案の転用許可の意見書送付についても、第46号議案の整理番号8で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第45号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第46号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第46号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>第46号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページ及び16ページをお願いいたします。申請内容でございますが、申請件数は、8件でしたが、整理番号5の許可申請書が取下</p>

げられましたので、本議案での審議は7件となります。その内訳は、所有権移転6件及び使用貸借権1件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。15ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。

申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号2でございます。15ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。

申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。15ページをお願いいたします。整理番号3につきましては、さきほどの第45号議案においてご審議をいただきました整理番号1の案件となります。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお

いてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。15ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。

申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号6でございます。15ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号7でございます。15ページをお願いいたします。整理番号7につきましては、さきほどの第45号議案においてご審議をいただきました整理番号2の案件となります。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。

申請地位置図は、23ページ5-7をお願いいたします。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居

	<p>住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。</p> <p>最後に、整理番号8でございます。16ページをお願いいたします。整理番号8につきましては、さきほどの第45号議案においてご審議をいただきました整理番号3の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、23ページ5-8をお願いいたします。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号7と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号8について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について間正委員の報告を求めます。</p>
間正委員	<p>整理番号1について、16番、間正より報告させていただきます。8月19日午後3時半頃、清水推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書17ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、小山川に架かる秋平橋から南西へ約200メートルの所に位置しています。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受け人は主に住宅建設や太陽光発電事業を営んでいる法人です。今回の土地は周囲に高い建物や工作物がないため、太陽光発電には最適と判断したため、この土地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。なお、申請地の北側の竹林の部分も一体として使用する計画です。</p> <p>申請地の北側は小山川に面し、その他周辺は住宅や資材置場、太陽光発電施設であることから、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号2について、小賀野委員の報告を求めます。</p>
小賀野委員	<p>整理番号2について、19番小賀野より報告させていただきます。8月18日午後5時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきまして</p>

	<p>は議案書 18 ページ 5-2 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道 254 号線児玉教育会館南の交差点から南東方向へ約 200 メートルに位置しております。周辺の状況は、高齢者施設やゴルフ練習場、住宅等が建ち並んでいます。恐れ入ります。議案書 15 ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅 2 棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号 3 について、宮部延一委員の報告を求めます。
宮部延一委員	<p>10 番宮部より報告させていただきます。8 月 19 日午後 1 時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書 19 ページ 5-3 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は本町交差点から東に約 300 メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書 15 ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は使用貸借権による自己用住宅用地です。申請人は、現在、市外にある夫の実家にて暮らしております。将来の事を考え家族で相談した結果、自己用住宅の建築をすることになり、候補地を探していたところ、妻の父から今回の申請地を貸していただけることになりました。</p> <p>この場所は、申請人二人の職場の中間にあり、通勤時間が 20 分程度であること、それぞれの実家までも 10 分程度で、将来子供が生まれた時に面倒をみてもらえること、親の介護もできることから住宅を建てるのには適当な場所であると判断しました。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため農地を蚕食分断する恐れもなく、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号 4 について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの報告を求めます。
倉野内推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。8 月 23 日午後 2 時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書 20 ページ 5-4 の地図をご覧ください。</p> <p>5-4 の申請地につきましては、飯玉神社から南西に約 250 メートルの場所に位置しています。</p>

	<p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受け人は太陽光発電事業を行っている法人で、事業の拡大をはかるため、この土地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>申請地の周辺は、主に住宅や太陽光発電施設となっており、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号6について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>整理番号6について、9番岡芹より報告させていただきます。8月18日午後5時半頃から門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書22ページ5-6の地図をご覧ください。この場所は、去年の9月に2分割され許可申請に至った農地の残りの1区画です。国道462号線関越インターチェンジ北交差点から西方向へ280mほどの場所で、〇〇〇〇〇本庄今井店の北側です。進入口は〇〇〇〇〇駐車場西側の通りを北に進み、富田境の発電所入口を東に進んだ場所です。</p> <p>恐れ入ります。議案書15ページにお戻りください。受人と渡人の関係は、業者を介した売買です。申請人は、現在、市内の賃貸住宅に夫婦で住んでいますが、今後家族が増えることや、実家のある本庄市内で土地を探していたところ、通勤に適していて、インターチェンジにも近いことから自己用住宅用地として選定し、申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は、東側は農地で西側は太陽光発電所、南側は〇〇〇〇〇となっています。申請地の東側の農地への影響や農道等に支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号7及び整理番号8について、永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>整理番号5-7と5-8について、11番永尾より報告させていただきます。</p> <p>はじめに、5-7について、8月19日午後1時頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書23ページ5-7、5-8の地図のうち5-7の箇所をご覧ください。申請地は旧児玉高校から北西約350メートルに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書15ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は夫婦二人で市内の借家で生活しています。将来の事を考え自己用住宅の建築を検討することとなり、各地の物件を探していたところ、申請地は住環境が整っており、今後安定した生活が送れると考え、当地での住宅の建設を計画いたしました。</p>

	<p>た、とのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>引き続き、5－8についてご報告いたします。</p> <p>8月19日午後1時頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書23ページ5－7、5－8のうち地図の5－8の箇所をご覧ください。申請地は旧児玉高校から北西約350メートルに位置しております。先ほどご報告しました5－7の申請地の隣地となります。</p> <p>恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は夫婦二人で市内の借家で生活しています。結婚し、将来の事を考え、住宅建設の候補地を探していたところ、申請地は住環境が整っており、安定した生活が送れることから、この場所で自己用住宅の建設を計画いたしました。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>第46号議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第47号議案「本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第47号議案をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>第47号議案、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令について、本議案は、同規程(平成29年本庄市農業委員会訓令第2号)につきまして、所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会でございますが、農地利用</p>

	<p>最適化推進委員を本庄市農業委員会が委嘱するに当たり、農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項の規定に基づく委嘱過程の公平性及び透明性を確保するための必要な措置として設置されるものでございます。</p> <p>25ページの新旧対照表をお願いいたします。議案内容につきましては、新旧対照表の右の表、改正後を基にご説明させていただきます。表の第1条アンダーラインを付した部分2か所が、改正部分でございます。</p> <p>1か所目、第1条の1行目、冒頭の「農業委員等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第23号）第11条第3項」を「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項」に改めるもので、農地利用最適化推進委員の委嘱の根拠となる法令の誤りを修正するものでございます。</p> <p>次に、2か所目、同じく第1条の3行目、「当り」を、平仮名の「た」を漢字と平仮名の上に挿入しまして、「当たり」を改正後のとおり改めるものでございます。改正前につきましても許容の表記ではございますが、文化庁「送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）」通則2のルールに基づき表記を改めるものでございます。</p> <p>改めて、24ページをお願いいたします。下から7行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公示の日から、本議案の承認をいただきますと本日令和5年8月25日となりますが、公示の日から施行することとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第47号議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は原案のとおり承認しました。</p> <p>次に、第48号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>第48号議案を説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>第48号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、本議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定により、本庄市長から意見を求められ、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案につきましては、基本構想の変更について、農業委員会に意見を求められ、当該変更が適切かどうか、その意見を本庄市長に回答するものです。</p>

	<p>議案内容については、所管課である農政課の担当職員から説明させていただきます。</p>
農政課	<p>お世話になっております。農政課の福島と申します。本日、私からは、48号議案、別冊「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきまして、基本的な構想の変更についてというページをご覧ください。</p> <p>まず、1番目の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは」についてですが、こちらは、本庄市において地域の実情を踏まえ効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための方針として、主に①から③に挙げているそれぞれの事柄について記載している文書でございます。</p> <p>①農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ②新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 ③農業経営基盤強化促進事業に関する事項、主にこれらの事について記載されているものでございます。</p> <p>続きまして、2番目の「変更理由について」ですが、大元の法律である農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県の基本方針が改正されたため、市の基本構想においても必要な変更を行おうとするものです。</p> <p>変更の流れについては、農政担当部署において基本構想の変更案を作成し、農業委員会の皆様と農業協同組合の方々への意見聴取を経て、埼玉県知事の同意を得たうえで公表といった手順となります。本日はこちらの意見聴取にあたり、農業委員会の皆様へ今回の変更の内容についてご説明を申し上げるとい趣旨でございますので、皆様方のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>裏側のページをご覧ください。3番目の「基本構想の主な変更点について」ですが、大きく3点ございます。</p> <p>1点目が、人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載の見直しでございます。</p> <p>これまでの人・農地プランが地域計画と名前を変え、法定化されたことを受けまして、今回の基本構想の本文内で、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨へ即した記述へと変更を行っております。</p> <p>また、これに伴い利用権設定の制度が廃止されることを受け、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業に関する記載の削除を行っております。</p> <p>2点目が、法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備の記載でございます。</p>

農業を担う者の確保及び育成の考え方と、農業経営・就農支援センター（埼玉県農業支援課）の体制及び運営方針についての記載を加えております。また、これに伴い、内容の重複する第5の5について、記載の削除を行っております。

3点目が、その他の所要の改正ということで直近年度の新規就農者数の数値の変更、語句等の修正、「て・に・を・は」の修正等を行っております。

今回の基本構想変更の概要については以上でございますが、次のページ以降では本文の案、そしてページ番号23以降では現行の本文と変更後の本文を見比べていただける内容対照表を掲載しております。

こちらをご覧くださいながら、先ほど申し上げた変更点を含めて、主要な箇所につきまして個別にご案内をさせていただきたいと思っております。大きなページ番号の23ページ以降の内容対照表をご覧くださいと思います。

ページをめくっていただきますと、新しい箇所、古い箇所を赤字で記入しておりますので、左右を見比べていただけますと変更点をご確認いただけるものとなっております。個別の文言の変更等についての説明は割愛させていただきますが、主要なもののみご案内をさせていただきます。

まず、34ページをご覧ください。第4の「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」につきまして、37ページまで新たに追加しております。また、これに伴いまして、これと同じ趣旨の内容である33ページ【第1・6・(3)】、60ページ【第5・5】の記載につきましては削除させていただいたところでございます。

続きまして、41ページをご覧ください。ページの下の方の赤字で書かれている部分になりますが、第6の1につきましては、地域計画について記載している箇所であり、43ページまで新たに追加しております。また、43ページから53ページまで、【第5・1】は、元々は利用権設定について詳細に記載されていた箇所でございますが、制度自体が廃止されることを受け、すべて削除とさせていただいたところでございます。66ページから最終72ページまでの【別紙1・別紙2】につきましても同様で、利用権設定制度の廃止に伴い削除しているものでございます。

主要な変更点については、以上でございます。

冒頭にもご説明を申し上げたとおりですが、今回のこの基本構想の趣旨・意義といたしましては、本庄市における認定農業者の認定、認定新規就農者の認定、各農業政策についての取組の大きな方向性等を示すものということでございます。

今回の変更は、地域計画の法定化や利用権設定制度の廃止等に伴って必要となった修正が大部分ではありますが、農業委員会の皆様のご承認をいただいた

	<p>うえで変更の手続きを進めていくということとされておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり変更することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は原案のとおり変更することに同意で、本庄市長に回答します。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第40号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。</p> <p>報告第40号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、28ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第41号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>報告第41号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、30ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第42号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いいたします。</p> <p>報告第42号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、32ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要と</p>

	<p>しないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第43号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>報告第43号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。</p> <p>提出件数は、2件です。報告書は34ページから42ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第44号をご説明いたしますので、議案書43ページをお願いいたします。</p> <p>報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容につきましては、44ページをお願いいたします。受理件数は、2件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第8回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年8月25日(金)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後3時					
閉会時刻	午後4時10分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席	○		宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	欠席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人